

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規定は社会福祉法人七戸福祉会の常勤役員及び非常勤役員に（以下「常勤役員」「非常勤役員」という）に対する報酬並びに、評議員、評議員選任・解任委員を含む常勤役員及び非常勤役員に対する費用弁償の額及び、その支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 「常勤役員」及び「非常勤役員」の報酬の額は、別表1のとおりとする。

(費用弁償)

第3条 第1条に規定する費用弁償の額は、評議員、評議員選任・解任委員を含む常勤役員及び非常勤役員が、その職務のために実施する、調査、資料作成及び印刷製本費等の作業に対する諸経費及び渉外交渉等に掛かる諸経費の実費とし、これを支給する。

また、職務のため旅行した場合の、航空費、鉄道費、船費、車費、日当、宿泊料、食卓費等（以下「旅費」という）については、これを支給する。

2 前項に規定する旅費の額は別表2のとおりとする。

(支給方法)

第4条 報酬及び旅費の支給方法については、一般の職員の給与及び旅費支給方法の例による。

2 職員及び評議員、評議員選任・解任委員を含む常勤役員及び非常勤役員以外の者が、理事長の委任を受けて、職務のために要した費用は、第3条の規程を準用する。旅行した場合の費用は、別表2の額を支給する。

附 則

この規定は、平成14年4月1日から施行する。

この規定は、平成17年4月1日に溯り施行する。

この規定は、平成21年1月1日から施行する。

この規定は、平成23年12月1日から施行する。

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

機関名	職名	常勤・非常勤 の別	報酬額		旅費の額	備考
			区分	報酬額(円)		
本部	理事長	常勤	年額	<u>8,500,000 円以内</u>	別紙 2 の額	夏期賞与・冬期賞与は、それぞれ、1ヶ月分とする。
			月額	<u>570,000 円</u> 勤務時間数が、当会の定める常勤時間数を下回る場合には、上記額を常勤時間数で除し、実勤務時間数を乗じて算出した額とする。		
	<u>業務執行理事</u>	<u>常勤</u>	年額	<u>理事長が常勤の場合は設定しない。 非常勤勤務の場合は、理事長と同額以内とする。</u>	<u>別紙 2 の額</u>	<u>夏期賞与・冬期賞与は、それぞれ、1ヶ月分とする。</u>
			月額	<u>①業務執行役員として専従し、且つ理事長が非常勤の場合は、理事長と同額以内とする。※注 1</u>		<u>夏期賞与・冬期賞与は、それぞれ、1ヶ月分とする。</u>
				<u>②業務執行役員として専従し、且つ理事長が常勤の場合 月 85,500 円 ※注 2</u>		
				<u>③職員として常勤勤務し、業務執行役員を兼務する場合。月 57,000 円 ※注 2</u>		<u>夏期賞与・冬期賞与は、給与規程に定める算定評価機関に支給された役員報酬の総額をその算定評価月数で除した額とする。</u>
				<u>④③の場合で、給与規程に基づく約付手当が支給されている場合。月 28,500 円※注 2</u>		
				<u>⑤非常勤職員として勤務し、業務執行役員を兼務する場合 57,000 円 ※注 2</u>		
<p><u>※注 1.. 業務執行役員としての勤務時間数が、当会の定める常勤時間数から、理事長が勤務した時間を減じた時間（以下「業務執行理事として勤務すべき勤時間数」という）を、下回る場合には、上記月額を業務執行理事として勤務すべき勤時間数で除し、実勤務時間数を乗じて算出した額とする。</u></p> <p><u>※注 2.. ②③④⑤については、※注 1. に掛かる「業務執行理事として勤務すべき勤時間数」に関わらず、当該額を支給する。</u></p>						

